○厚生労働省告示第七十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する告示

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改める。

題名中「暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」を「機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数」に改める。

本則を次のように改める。

一　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟

別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院の一般病棟

二　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6までに規定する厚生労働大臣が定める病院

別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院

三　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20に規定する病院ごとに厚生労働大臣が定める基礎係数、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数

別表第一から別表第三までの病院の欄に定める数及び別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院についてそれぞれ別表第一から別表第三までの機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の欄に定める数

四　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20に規定する厚生労働大臣が定める機能評価係数Ⅰ

イ　別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であって診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号Ａ１０４に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第四の左欄に掲げる医科点数表に規定する診療料（以下「診療料」という。）を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

ロ　別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であって医科点数表区分番号Ａ１０５に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第五の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

ハ　別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院（イ又はロに規定する病院を除く。）に係る機能評価係数Ⅰ

別表第六の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一

基礎係数	1.1293

	都道府県	病院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
10001	北海道	札幌医科大学附属病院	0.0770	0.0000
10002	北海道	北海道大学病院	0.0828	0.0000
10003	北海道	旭川医科大学病院	0.1027	0.0000
10004	青森	弘前大学医学部附属病院	0.0903	0.0000
10005	岩手	岩手医科大学附属病院	0.1106	0.0000
10006	宮城	東北医科薬科大学病院	0.0672	0.0000
10007	宮城	東北大学病院	0.0906	0.0000
10008	秋田	秋田大学医学部附属病院	0.0846	0.0000
10009	山形	国立大学法人山形大学医学部附属病院	0.0852	0.0000
10010	福島	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	0.0902	0.0000
10011	茨城	筑波大学附属病院	0.0955	0.0000
10012	栃木	自治医科大学附属病院	0.1081	0.0000
10013	栃木	獨協医科大学病院	0.0972	0.0000
10014	栃木	国際医療福祉大学病院	0.0614	−0.0370
10015	群馬	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	0.0832	0.0000
10016	埼玉	埼玉医科大学病院	0.0700	0.0000
10017	埼玉	防衛医科大学校病院	0.0705	0.0000
10018	千葉	国立大学法人千葉大学医学部附属病院	0.0964	0.0000
10019	東京	東京慈恵会医科大学附属病院	0.0689	0.0000
10020	東京	東京医科大学病院	0.0886	0.0000
10021	東京	東京女子医科大学病院	0.0933	0.0000
10022	東京	慶應義塾大学病院	0.0892	0.0000
10023	東京	日本医科大学付属病院	0.0971	0.0000
10024	東京	順天堂大学医学部附属順天堂医院	0.0782	0.0000